

会員通知 第 6 3 号
平成 2 5 年 9 月 5 日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人札幌証券取引所
理事長 小 池 善 明

平成 2 4 年金融商品取引法改正に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の
適時開示等に関する規則」等の一部改正について

平素は、本所の市場運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正を行い、平成 2 5 年 9 月 6 日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、平成 2 4 年金融商品取引法改正に係る金融商品取引法施行令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴い、インサイダー取引規制上の公開買付け等事実の本所への通知方法を規定するなど、所要の見直しを行うものです。

改正の概要は下記のとおりです。

記

I. 改正概要

1. 公開買付け等事実の本所への通知方法について

- ・上場会社は、適時開示情報伝達システム（T D n e t）を利用して、金融商品取引法施行令第 3 0 条第 1 項第 4 号の規定に基づく公開買付け等事実の本所への通知を行うこととします。この際、上場会社は本所に通知内容に係る事前説明等を行うこととします。

2. 子会社の決定事実に関する会社情報の適時開示に係る軽微基準の見直し

- ・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴い、子会社の業務提携等に関する会社情報の適時開示に係る軽微基準の見直しを行います。

3. その他

その他所要の改正を行います。

II. 施行日

平成 2 5 年 9 月 6 日から施行します。

以 上

「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 1
2. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表…… 2

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第2条の6 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の本所への通知及び同項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の本所への通知を行う場合には、第1項に規定する会社情報の開示により行うものとする。</u></p> <p>8 <u>前3条、第6項、次条第1項及び第4条第1項の規定は、前項の施行令第30条第1項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の本所への通知を行う場合について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年9月6日から施行する。</p>	<p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第2条の6 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の本所への通知は、第1項に規定する会社情報の開示により行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係</p> <p>(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 第1号gに掲げる事項</p> <p>(a) 業務上の提携を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。</p> <p>イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合</p> <p>当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>	<p>2. 第2条（会社情報の開示）第2項関係</p> <p>(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからmまでに掲げる区分に応じ当該aからmまでに定めることとする。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 第1号gに掲げる事項</p> <p>(a) 業務上の提携を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。</p> <p>イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合</p> <p>当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の数が当該子会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。</p>

ロ (略)

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。
イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、相手方の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であること。

ロ (略)

g (略)

h 第1号iに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該固定資産の譲渡による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ (略)

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。
イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が当該子会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

ロ (略)

g (略)

h 第1号iに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 連結会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ・ハ (略)

(b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得による連結会社の資産の額の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

i～m (略)

(2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に応じ当該aからhまでに定めることとする。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。

(b)・(c) (略)

b～h (略)

付 則

この改正規定は、平成25年9月6日から施行する。

ロ・ハ (略)

(b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

i～m (略)

(2) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に応じ当該aからhまでに定めることとする。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。

(b)・(c) (略)

b～h (略)